

第27期東京都自然環境保全審議会
第2回鳥獣部会
速 記 録

令和8年2月2日（月）午前9時45分～

WEB会議

○古館計画課長 それでは、お待たせいたしました。ただいまから、第2回鳥獣部会を開会させていただきます。

事務局を務めます、環境局自然環境部計画課長の古館でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日もウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げさせていただきます。都庁の通信環境の状況によっては映像や音声途切れる場合がございますので、あらかじめ御了承いただければと思います。何か不具合等ございましたら、事務局に御連絡をお願いいたします。

続きまして、会議中のお願いになりますが、会議中は常にカメラをオフにいただき、マイクはミュートの状態としていただきますようお願いいたします。御発言になる場合はZoomの挙手機能を使用してお知らせください。部会長から指名させていただきますので、その際、カメラをオンにいただき、ミュートを解除して御発言をお願いいたします。

続きまして、定足数について御報告させていただきます。本日は鳥獣部会に所属する委員、臨時委員総数7名のうち、現段階で6名の委員に御出席いただいておりますので、規定により会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

また、本日の会議は1時間弱を予定しております。議論や御質問の状況によって前後する場合がございますので、御了承ください。

また、本日は傍聴の申込みはありませんでしたので、お知らせいたします。

それでは、ここからは山崎部会長に審議の進行をお願いしたいと存じます。山崎部会長、どうぞよろしく願いいたします。

○山崎（晃）部会長 鳥獣部会長の山崎です。今日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、これより第2回鳥獣部会の審議を開始いたします。

本日の議題案件ですけれども、諮問第503号「村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」になります。初めに、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○古館計画課長 承知いたしました。

本日の資料でございますが、委員の皆様事前に送付させていただいております。お手元にごございますでしょうか。

まず資料1が「村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、資料2が「東京都指定村山山口鳥獣保護区特別保護地区計画書【指定】（素案）」になります。その他に参考資料といたしまして、参考資料1が「鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について」、

参考資料2が「村山山口鳥獣保護区特別保護地区調査結果比較表」、参考資料3が「令和7年度鳥獣保護区生息状況調査委託中間報告書（抜粋）」となります。

資料等が不足している場合には、事務局までチャットでお知らせください。

資料の説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

○山崎（晃）部会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども審議を始めたいと思います。まずは事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○上中野生生物担当課長 野生生物担当課長の上中でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは、村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、資料に沿って御説明いたします。

まず、資料1の「村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」を御覧ください。村山山口鳥獣保護区特別保護地区の指定が今年10月末に期限を迎えるため、再指定についてお諮りしたいと思います。

概要ですが、指定場所は、東京都西多摩郡瑞穂町、武蔵村山市にまたがる狭山丘陵地帯に位置しており、東京都水道局山口貯水池に隣接する貯水池林でございます。面積は136ヘクタールです。

再指定の更新期間は令和8年11月1日から令和28年10月31日までの20年間でございます。

根拠法令は、鳥獣保護管理法第29条第1項でございます。

指定目的ですが、東京都水道局山口貯水池に隣接する貯水池林で、一帯は、アカマツ、ヒノキ、杉等の針葉樹林とコナラ、ネコシデ、エゴノキ等の広葉樹林で構成されており、多種多様な野鳥及び獣類が生息しております。そして、絶滅危惧種であるオオタカやハイタカをはじめ多くの野鳥の生息地として特に重要であるため、昭和44年に特別保護地区に指定しているところでございます。

指定による制限ですが、区域内は狩猟及び開発行為は禁止されております。

次に、保護に関する方針でございます。

1つ目についてですが、当該区域は都立狭山自然公園に指定されているとともに、一帯の自然度の高い樹林地は貯水池林として東京都水道局により良好に管理されております。しかしながら、外周には、狭山丘陵ハイキングコースや都立野山北・六道山公園が整備されており、野外活動が活発な区域であるため、特別保護地区内の鳥獣の安定的な生息に影響を及ぼ

すことがないよう、環境の保全に努めてまいります。

2つ目ですが、開発行為などを指導・監督し、生息及び繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図ってまいります。

3つ目についてですが、指定10年後にモニタリング調査を実施いたします。

次に、2枚目の参考1の資料でございます。こちらは鳥獣保護区及び特別保護地区における制限の違い、審議会における関係を示した表でございます。今回は、特別保護地区の存続期間の延長となるため、審議会への付議が必要となっております。

次に、参考2の資料でございます。こちらは都内の特別保護地区の位置図でございます。村山山口鳥獣保護区特別保護地区は5番目に位置しております。

次に、参考3の資料でございます。こちらは指定までの流れを示したフロー図でございます。こちらで、スケジュールを御説明いたします。自然環境保全審議会に村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定についてを諮問し、本日の鳥獣部会で御審議をいただくところでございます。現在、冬の調査及び文献調査の最終的な取りまとめ中で、それら調査結果を指定計画書に反映しているところでございます。本日、この後、御説明させていただきますが、現段階の指定計画書の素案を御検討いただきまして委員の皆様の御意見をいただき、また、冬の調査結果及び文献調査結果の全てを反映させたものを取りまとめて、来年度早々に一度御確認をお願いできればと思っております。その後、関係地方公共団体に意見照会を行いまして、公告・縦覧を行います。そして、それらを踏まえた指定計画書素案を御検討いただくため、鳥獣部会の2回目を開催させていただく予定でございます。最後に本審議会を経まして、決定をいただき、環境省へ届出、東京都広報に掲載、公示するというスケジュールとなっております。

それでは、資料2の指定計画書素案について補足の御説明をさせていただきます。

まず1ページのところですが、1の特別保護地区の概要、2の特別保護地区の保護に関する方針、3の特別保護地区の面積につきましては、資料1で御説明させていただきましたとりの内容となっております。

次に、2ページになります。4の「指定区域における鳥獣の生息状況」ですが、地形、地質、植生、動物相について、より詳しく記載させていただいております。動物相の概要につきましては、特定外来生物を除いた鳥類39科99種、獣類4科4種が確認されています。ただ、種数については、これから冬の調査結果と文献調査の取りまとめ、充実により増える可能性があります。そして、この後の後ろの方に、別表2の鳥類のリスト、別表3で獣類のリスト

を掲載させていただいております。

次に、参考資料1の鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区についてですが、こちらは資料1の説明と重複するため、御説明を割愛させていただきます。

また、過去の調査結果との比較表も掲載させていただきました。それが参考資料2となります。こちらは、現段階における現地調査における令和7年度と10年前の平成28年度及び20年前の平成17年度のモニタリング調査との比較です。17年度の調査は鳥獣保護区全域の調査で、特別保護地区のみの記録はありませんでしたので、参考値となります。

現地調査の種数は、鳥類で、令和7年度は夏のみ調査ですが、特定外来生物含めて27種になります。10年前の平成28年度は、夏冬合わせて特定外来生物含めて19種になります。20年前の平成17年度は、夏冬合わせて鳥獣保護区全域で37種になります。

次に、獣類ですが、令和7年度は夏のみ調査ですが2種、10年前の平成28年度は夏冬合わせて1種、及び20年前の平成17年度は夏冬合わせて鳥獣保護区全域で1種となります。

一方、現地調査と文献調査を合わせた比較表も掲載させていただきました。令和7年度は夏のみ調査ですが、特定外来生物3種含めて102種、10年前の平成28年度は夏冬合わせて外来種含めて80種、20年前の平成17年度は鳥獣保護区全域で特定外来種1種含めて96種となっております。

次に獣類ですけれども、令和7年度は夏のみ調査ですが4種、10年前の平成28年度は2種、20年前の平成17年度は文献調査は行われませんでしたので、表には現地調査の1種を記載しております。

鳥類及び獣類とも種数は増えており、さらに冬の調査結果、文献調査の充実により増える可能性があると思っております。

簡単ではございますが、以上で説明を終了させていただきます。

○山崎（晃）部会長 御説明ありがとうございました。

ただいま事務局から素案やリストについて御説明がありましたが、参加の委員の皆様から御質問や御意見がございましたら、Zoomの挙手機能を使って手を挙げていただきたいと思っております。こちらから指名をさせていただきますので、ミュートを解除して御発言をお願いいたします。

なお、質疑応答につきましては、各委員から御質問や御意見をある程度お聞きした上で事務局からまとめて回答していただくということにさせていただきたいと思っております。

それでは、御質問、御意見がある委員の方は挙手機能でお知らせいただければと思います。

石井委員、お願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。

哺乳類なのですけれども、資料2の表がありますが、今のところ4種が確認されていてこれから増えるという、文献調査と現地調査もあるのですかね、さっき説明がありましたけれども、この地域についてはもっといろいろな哺乳類の記録がありまして、まだ細かく調べていないのですけれども、重昆さんという方が2011年に狭山丘陵の哺乳類を一通り、過去の記録を使って調べていて、埼玉県と東京にまたがっているのです。そこは精査が必要なのですけれども、東京都の範囲からでももっといろいろな種類が記録されています。そういう記録があるというまとめがありますので、その文献を参照するというのと、それから、野山北・六道山公園のレンジャーミニ図鑑というのがあるのですよ。それでもここに挙げた4種以外の哺乳類がいるということで記録がありますので、その辺りの資料を調べていただいて、この表というのはいくらでも、ざっとでも種数が3倍か4倍ぐらいになりますので、ここは修正していただければと思います。

取りあえず以上です。

○山崎（晃）部会長 石井委員、ありがとうございました。

また後で事務局から回答いただきますけれども、重昆さんの文献というのは何に掲載されているものなのですか。

○石井委員 マイナーな地方誌みたいなもので、あまり知られていない文献だったと思います。インターネットの検索で「狭山丘陵 哺乳類」と検索するとすぐ出てきますから、そちらで見ていただければと思います。

○山崎（晃）部会長 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、山崎靖代委員、よろしくお願いいたします。

○山崎（靖）委員 こちらの保護地区は民有地などの一般の個人の所有されている土地は入っているかどうかを教えてください。

以上です。

○山崎（晃）部会長 ありがとうございます。承知いたしました。

ほかの委員の方は御質問、あるいは御意見等はよろしいですか。大丈夫ですね。

田尻委員はまだお見えになっていないですか。分かりました。

それでは、今2つ、石井委員と山崎靖代委員から御質問、御意見がありましたので、それについて事務局からお答えをいただけますでしょうか。

○上中野生生物担当課長 野生生物担当課長の上中でございます。御質問、御意見ありがとうございました。

まず、石井先生の重昆先生の論文と狭山丘陵の野山北・六道山公園のレンジャーミニ図鑑等、文献調査の文献につきましてはこちらのほうで改めて参考にさせていただきたいと思っております。

山崎委員の御質問にありました所有地の関係ですけれども、資料2の4ページのとおり、結論から申し上げますと、こちらは全て地方公共団体か東京都水道局の所有地となっており、ちょうど真ん中で、字が細かくて恐縮なのですけれども、所有地面積の136ヘクタールのところが地方公共団体所有地という表記をさせていただいております。

以上、回答になります。

○山崎（晃） 部会長 事務局からの御回答、ありがとうございました。

石井委員の御質問についてはこれから2つの文献を拾うということによろしいですね。

○上中野生生物担当課長 はい。

○山崎（晃） 部会長 石井委員の御記憶で、重昆さんやレンジャー図鑑のほうに希少種みたいなものというのは入っていたのですか。

○石井委員 それを言い忘れたなと思って、カヤネズミが東京都のレッドリストで北多摩だと「EN」になっているのですね。それが過去の記録で瑞穂町で確認されていたと思うのですけれども、どの辺りかというのははっきり分からなくて、ただ、野山北のレンジャー図鑑にはカヤネズミが載っているんで、狭山丘陵の範囲で記録されている可能性が高いと思いますので、その精査が必要だと思います。

それから、これも先ほど言い忘れましたが、イノシシのサインが見つかっているということで、これは今までこの地域で記録が昔はあったみたいですが、一旦いなくなってまた広がってきたということがありそうなので、それも注目点だと思います。

あと、後での確認になるかもしれませんが、今回の特別保護地区の指定延長については全く異存がありませんので、それも付け加えておきます。

以上です。

○山崎（晃） 部会長 石井委員、補足の御説明をありがとうございました。

事務局のほうでカヤネズミは特別保護地区の中に含まれるのかどうかを含めて、場合によっては六道公園のレンジャーにヒアリングみたいなことをしてもいいのかなと思います。今すぐは分からないと思いますので、御確認をよろしくお願いいたします。

山崎靖代委員の御質問については、事務局からの御回答でよろしいですか。

○山崎（靖）委員 大丈夫です。ありがとうございました。

○山崎（晃）部会長 御確認ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがですか。今回、特に大きな問題があるような、議論しなくてはならないような部分はないように思いますけれども、よろしいですか。

今回は貯水池自体ではなくてそこに隣接する場所ということになりますけれども、ほかの委員の方から御意見、御質問がなければ、これで本日の審議は、あっという間になってしまうのですけれども終了ということになります。よろしいでしょうか。

それでは、追加の御質問、御意見がないようですので、本日の審議についてはここで終了ということにさせていただきます。進行を事務局にお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

○古館計画課長 山崎部会長、進行をありがとうございました。また、委員の皆様、本日は御審議いただきありがとうございました。

本日御審議いただきました諮問第503号「村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」は、本日いただきました御意見や、今後実施する各所からの意見照会等の結果等を踏まえまして、引き続き第3回鳥獣部会で御審議いただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして第2回鳥獣部会を終了させていただきます。本日はお時間をいただきありがとうございました。